

帯広市畜産物加工研修センター管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、帯広市畜産物加工研修センター（以下「加工研修センター」という）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は加工研修センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って管理を行うこと。

- (1) 加工研修センターは、帯広市における畜産物の付加価値を高めるために必要な加工技術及び製品の研究開発並びに研修等を行い、もって畜産の振興と農業経営の安定に寄与することを目的とする施設であるため、その設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 上記（１）以外の目的による使用及び公序良俗に反した使用をしてはならない。
- (3) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること。
- (4) 効率的で費用対効果を意識した運営を行うこと。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮させるサービスの向上を図ること。
- (6) 八千代の自然を守り、環境に配慮した運営を行うこと。
- (7) 災害その他緊急時の危機管理体制を確立すること。
- (8) 個人情報適切な管理を行うこと。
- (9) 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

3 施設の概要

(1) 名 称 帯広市畜産物加工研修センター

(2) 施設の所在地 帯広市八千代町西 4 線 194 番地

(3) 建物概要

構造 鉄骨造平家建

敷地面積 49,232 m²

延床面積 612.425 m²

(4) 主な施設内容

事務室、乳加工室、肉加工室、休憩室、トイレ

(5) 附帯施設

給水施設、汚水処理施設、その他施設周辺設備

4 開館時間

開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

5 休館日

次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

6 業務内容

(1) 施設の維持管理業務

ア 館内外の清掃及び駐車場等の管理に関する業務

(ア) 施設及び敷地内の清掃業務

- ・ 日常清掃（日常的に必要な清掃業務）
- ・ 定期的清掃（窓ガラスや照明等。毎月1回以上。）

(イ) 施設の景観を損なわないように、建物外の花壇や通路などの環境整備（草刈り等）を毎月2回以上行うこと。

(ウ) 道路等の除雪は、必要に応じ行うこと。

イ 機械及び設備等の操作と保守管理に関すること

機械及び設備を適切に操作するとともに定期的に保守点検し機能を正常に保つように努めること。

(ア) 消防設備の保守点検（年2回）、電気設備の保守点検（年1回）、ボイラー設備の保守点検（年1回。ボイラー清掃を含む）、浄化槽の保守点検（年4回。排水管及び受水槽の清掃を含む。）

(イ) 浄化槽法定検査（年1回）

(ウ) 防虫対策（年1回）

ウ 警備等に関する業務

施設内外を随時巡回し、次に掲げる事項について確認すること。

(ア) 防犯体制を万全に整え、特に出入口及び窓の解錠、施錠は複数回確認すること。

(イ) 火気及び可燃物の確認

(ウ) 施設、設備及び備品の点検

(エ) 施設の異常が認められたときは、原状回復に努めるとともに市に状況報告すること。

(オ) その他防犯、防災上必要と認められること

エ 管理に関する経理業務

(ア) 維持管理経費（光熱水費等）の支払業務

(イ) 市からの指定管理委託料経理

オ 施設及び施設内の備品の取扱いに関する業務

(ア) 施設利用後の現況確認を行うこと。

(イ) 公共施設であることを十分認識し、施設及び施設内の備品の取扱いには十分気をつけること（施設・備品一覧については別紙のとおり）。

(ウ) 美観、安全、衛生において良好な状態に保つことができないおそれがある場合に

は、指定管理者は良好な状態を保つために定期点検などの必要な処置を講じなければならない。

(エ) 指定管理者が所有する備品などについては、市が所有する備品等と明確に区分できるようにするものとする。なお、指定管理者の負担により補充した備品については、市に帰属する。

(オ) 市の貸与備品については、破損や盗難に注意し、定期的な点検を行うこと。

カ 施設の軽微な修繕の実施

施設の修繕については、1件20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、原則市の責任において実施するものとし、1件20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者の責任において実施するものとする。なお、施設等の形態を変えない軽微な修繕を除き必ず市と協議すること。

キ 災害等発生時に備えた対策に関する業務

防災、災害に関する防災計画、避難計画を作成すること。

ク その他

(ア) 視察の対応

(イ) 各種統計等資料の作成、調査の回答

(ウ) 地域、住民との連携

(2) 畜産物加工技術の研修及び普及等に関する業務

ア 加工研修に関する業務

(ア) 研修の開催に関する周知を行うこと。

(イ) 年間スケジュールを立てて月に最低4回は定期研修を行うこと。なお、随時研修を行うことをもって、定期研修の実施回数に代えることができるものとする。

(ウ) 定期研修以外の随時研修の申込みについても特段の事情がない限り受け入れるように対応すること。

(エ) 加工研修に参加したことのない人に参加してもらえるように、研修内容の改善、新規研修メニューの実施などに可能な限り努めること。

(オ) 研修中の安全確保に十分配慮すること。

(カ) 指定管理者は毎週金曜日(祝日の場合は翌開館日)に研修の受付状況を市に報告し、協議すること。

イ 研究開発支援業務

(ア) 地場産乳、肉の製品化（特産品）に向けた研究開発への支援を行うこと。

(イ) 開発過程、方法等は常に記帳し、保管すること。

ウ 消費拡大業務

地場産の原材料を用いた畜産品は、特産品としての消費拡大に向けた宣伝や啓蒙普及を行うこと。

エ ふれあい事業に関する業務

帯広市畜産研修センター、帯広市八千代公共育成牧場及び周辺施設との連携による、農業体験の充実を図り、魅力ある施設運営を行うこと。

オ 広報、広告に関する業務

施設及び研修の周知については、パンフレットやホームページなどを有効的に活用すること。

カ 加工研修の利用申込みの受付業務

開館時間において、研修申込み等の電話対応を行うこと。

(3) 衛生管理について

食材や使用機器等は衛生的に管理するとともに、着衣等は清潔なものを着用すること。

(4) 関係書類の整備について

業務日誌、金銭出納簿、支出証拠書類等の帳簿その他関係書類を整備すること。

(5) モニタリング

①加工研修センターの管理運営状況について「モニタリングマニュアル」に基づき、必要書類を期日までに提出すること。なお、評価結果については「モニタリングマニュアル」に従い市が評価を行った後、指定管理者選定委員会の評価を経た上で公表する。

②帯広市が行うモニタリングに対応するものとし、指定管理者においてかかる費用については、指定管理者の負担とする。

(6) 年間事業計画・管理報告等

ア 年間事業計画

各年度の管理運営業務の実施前に、年度事業計画を作成し、市の承認を得ること。

イ 管理報告

管理運営状況について、日報等を作成して保管すること。

ウ 利用者アンケート

施設運営に対する要望の把握や利用者サービスの向上を図るため、アンケートを実施すること。

7 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議すること。

8 賠償責任保険への加入義務について

施設の管理運営に伴う事故等に対応するため、指定管理者は賠償責任保険へ加入しなければならない。

9 職員の配置等について

本仕様書に掲げる業務に支障のないように職員を配置し、管理運営に当たることとし、以下の要員配置等を最低条件とする。

(1) 業務に従事する者は、利用者(来館者)への適切な対応を行うとともに、常に安全管理に努め、事故防止を図ること。

(2) 管理運営に当たっては、本仕様書に掲げる業務に速やかに対応できる体制とすること。

(3) 配置する職員のうち、各種研修の対応を担当する職員は、研修に必要な知識と技能を有した者とする。

- (4) 付属設備、備品等について、6次産業化を目指す利用者が円滑に利用できるよう必要な助言等を行うこと。
- (5) 配置する職員のうち、来訪者対応を担当する職員は、十勝帯広に精通し、土地勘があり、周辺施設等の案内ができる者とする。
- (6) 業務において、市民と接する場合の言動には十分配慮すること。

10 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

11 個人情報について

業務を行うにあたっては、個人情報の管理・保護に十分気を配り、個人情報の保護に関する法令等に基づき、適切に対応すること。

12 自主事業について

(1) 基本的な考え方

指定管理者は、指定管理業務とは別に、畜産の振興と農業経営の安定化を図るため、自主事業を企画し、実施することができる。なお、自主事業は、基本的に指定管理者主催で行う事業であり、実施により得た収益は、指定管理者の収入とすることができる。

(2) 自主事業の内容

- ア 原則として本施設の目的に沿った事業であること。
- イ 地元資源を活用し、市内外に地元産品や資源等のPRを目的とする事業であること。
- ウ 研修等の指定管理業務を優先させるよう運営すること。

(3) 自主事業実施における注意点

自主事業の実施については、事前に市と協議し、承認を得てから実施すること。

13 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行うことができる。指定管理者は、理由なくこれを拒否できないこととする。

14 法令等の遵守

加工研修センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の法令などの内容を理解の上、遵守すること。

- (1) 帯広市畜産物加工研修センター条例
- (2) 帯広市情報公開条例
- (3) 帯広市行政手続条例
- (4) 帯広市暴力団排除条例
- (5) 地方自治法
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 労働基準法

- (8) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
- (9) 食品衛生法
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) その他関連法令

15 その他

- (1) 利用者に見やすい箇所へ看板等により、指定管理者の名称を提示するものとする。
- (2) 帯広市が推進する施策及び実施する事業に対して、できるだけ協力すること。